

●重点整備地区、生活関連施設および生活関連経路の設定（案）について

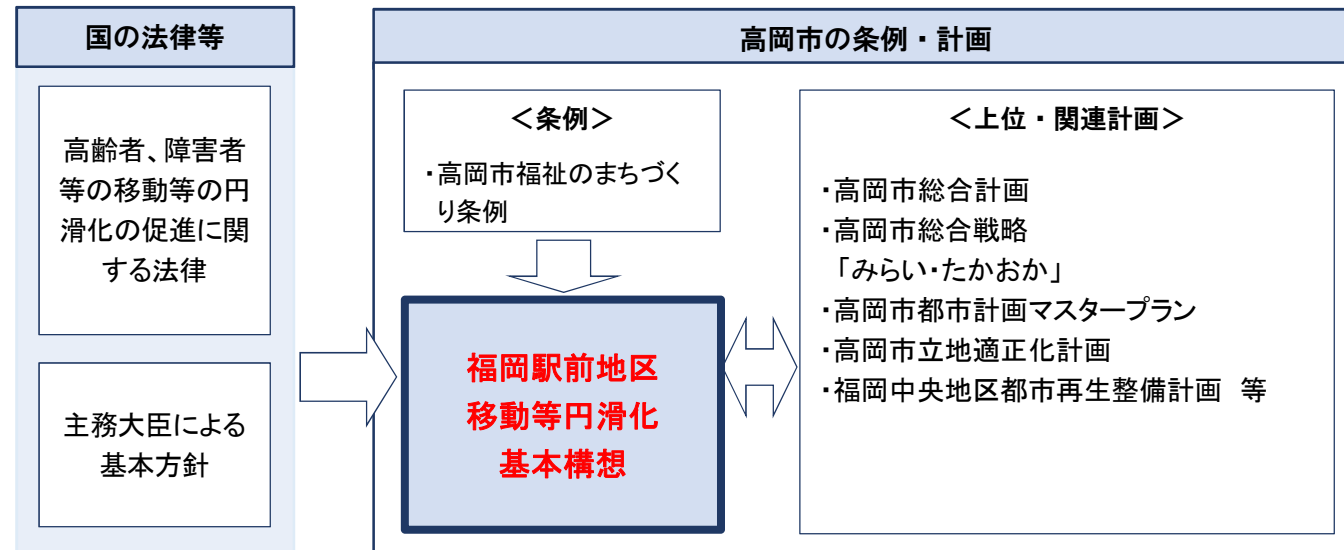
資料No. 1

1 基本構想の期間

本基本構想の期間は、策定の次年度である令和4年度（2022年度）を開始年次とし、5年後の令和8年度（2026年度）までとします。

2 基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定します。また、策定にあたっては、高岡市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



3 移動等円滑化の基本的な方針について（本基本構想の視点）

誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりにあたっては、日常生活又は社会生活において利用する施設についてハード・ソフト両面の移動等円滑化が必要であり、国、地方公共団体、高齢者、障がい者、施設管理者等の関係者が互いに連携・協力しつつ、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

本基本構想では、以下の3つの視点に基づき、バリアフリー化を推進していきます。

（1）安全で快適に暮らせる都市環境の形成

移動等円滑化を実現するためには、物理的なバリアを解消することが重要であり、旅客施設や建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、生活関連施設間の経路を含めた一体的なバリアフリー化を推進します。

また、持続可能な都市構造のためには、多くの人々が日常的に利用する公共、医療、福祉などの都市機能を駅周辺に誘導を図る、コンパクトなまちづくりを推進します。

（2）公共交通を利活用するライフスタイルへの転換

自家用車による移動を前提とした生活様式が定着し、公共交通の利用が減少傾向にあるとともに、新型コロナウイルス感染症により公共交通機関に大きな影響を与えています。人口減少社会を見据え、次世代へと公共交通を繋いでいくために、交通拠点における移動の連続性を確保し、公共交通利用の定着化や過度に自動車に依存するライフスタイルからの脱却を図ります。

（3）思いやりの心の醸成

移動等円滑化を実現するためには、施設及び車両等のハード整備のみならず、市民の高齢者、障がい者等の移動等円滑化に関する理解及び協力、いわゆる「心のバリアフリー」の醸成を図ります。

4 重点整備地区の位置および区域の考え方について

●重点整備地区の要件

国の移動等円滑化の促進に関する基本方針において、重点整備地区の設定には以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 生活関連施設が概ね3以上所在し、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- (2) 生活関連施設及び生活関連経路（重点的にバリアフリー化を図る道路）について移動等円滑化のための事業が特に必要である地区
- (3) 移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区

重点整備地区の要件を踏まえ、本基本構想では以下の考え方に基づき重点整備地区を設定します。

- (A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区
→高岡市都市計画マスタープランや高岡市立地適正化計画、都市整備に関する関連計画に位置付けられている地区
- (B) 日常生活を支えるサービス機能が集積する地区
→生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）に該当するものが概ね3施設以上所在する地区
- (C) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
→生活関連施設の立地が主要旅客施設から概ね半径1 km圏内にある地区
- (D) 移動円滑化に係る事業を含む諸事業が一体的に実施される地区
→まちづくり整備事業等と連携して、都市機能の増進が図れる地区

5 生活関連施設の考え方について

バリアフリー法に基づく生活関連施設の定義や関係者ヒアリング等を踏まえ、本基本構想では主要旅客施設を中心に以下に該当する施設（床面積2,000㎡以上）を生活関連施設に設定します。

- (A) 旅客施設、(B) 官公庁施設、(C) 福祉施設、(D) 病院、(E) 文化・交流施設、(F) 商業施設、(G) 学校等、(H) 公園・運動施設、(I) その他施設

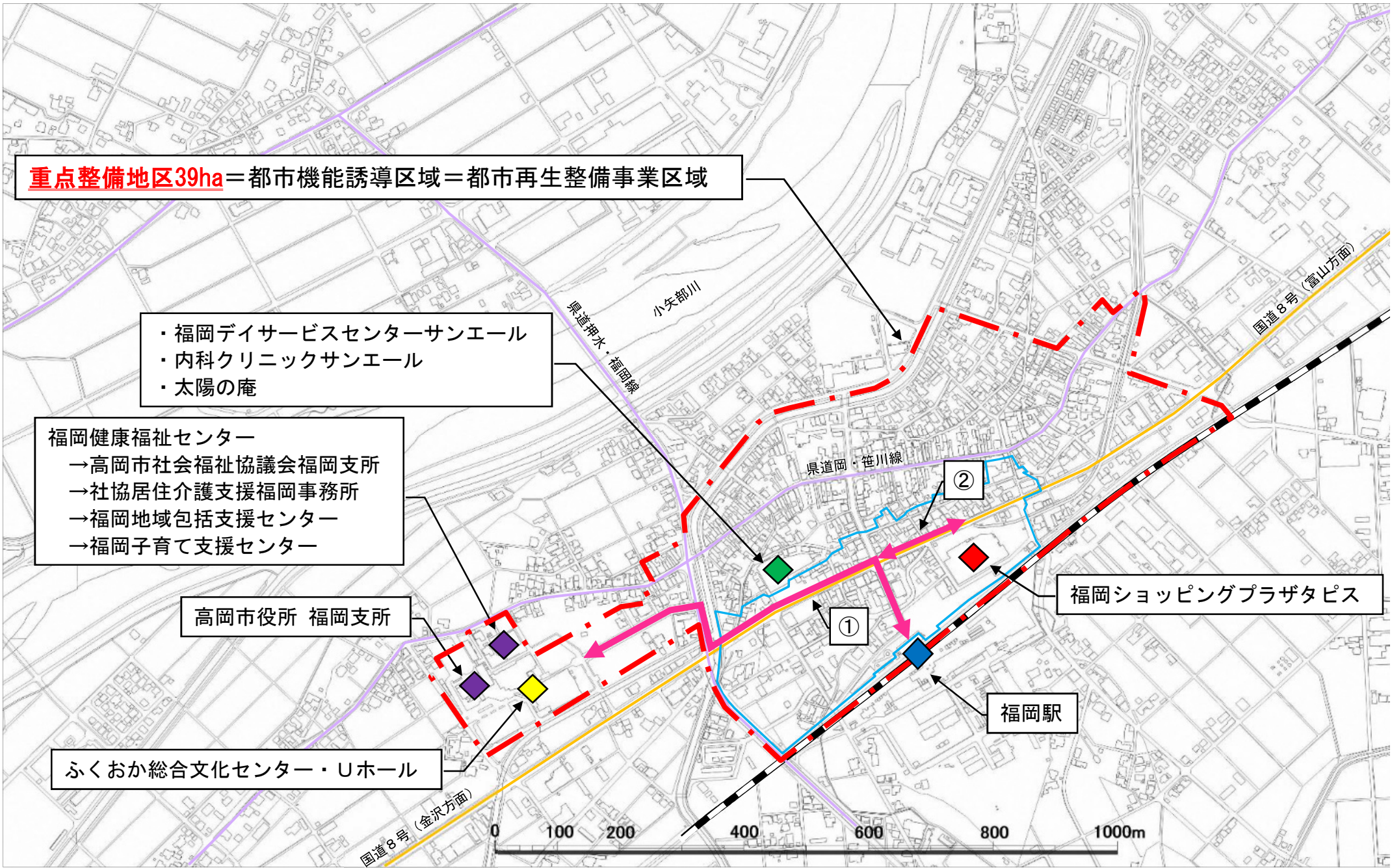
6 生活関連経路の考え方について

バリアフリー法に基づく生活関連経路の定義を踏まえ、本基本構想では以下の考え方に基づき、生活関連経路を設定します。

- (A) より多くの人が利用する経路を設定
→生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定
- (B) 生活関連施設相互のネットワークを確保できる経路を設定
→旅客施設から概ね半径1 km以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定
- (C) 関連計画と整合した経路を設定
→まちづくり整備事業等と整合した経路を設定

7 重点整備地区、生活関連施設および生活関連経路の設定（案）について

○前述の考え方に基づき、重点整備地区、生活関連施設および生活関連経路を下記のとおり設定します。
※今後、生活関連経路（案）のまち歩き点検や関係者ヒアリングを実施し、移動等円滑化促進に関する方針を検討していきます。



県道押水・福岡線(金沢方面を望む)



国道8号(富山方面を望む)



県道福岡停車場線(福岡駅前)



福岡駅(上りホームから駅舎を望む)

【生活関連経路】

凡例	
 	重点整備地区
 	土地区画整理事業施行区域
 	生活関連経路
 	国道
 	県道
生活関連施設（旅客施設または床面積2,000㎡以上の特別特定建築物）	
◆	旅客施設
◆	官公庁施設
◆	福祉施設
◆	文化・交流施設
◆	商業施設

No	路線名	事業の予定
①	市道福岡駅前4号線	駅前広場整備、福岡駅との段差解消、点字ブロック整備
	県道福岡停車場線	歩道拡幅、歩道無散水消雪整備、点字ブロック整備
	国道8号	歩道拡幅、歩道無散水消雪整備、点字ブロック整備
	県道押水・福岡線	
	市道岸渡川・大滝線	
②	国道8号	歩道拡幅、歩道無散水消雪整備、点字ブロック整備